

公 告

奈良県総合医療センター施設保守関連業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集します。

平成29年8月8日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 菊池 英亮

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県総合医療センター施設保守関連業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容

新築される奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という）における以下の業務とする。

- ア 施設・設備維持管理業務
- イ 警備業務及び電話交換業務
- ウ 清掃業務及び防虫防鼠等業務

(3) 履行場所

施設名称	住所
奈良県総合医療センター	奈良市七条西町2丁目地内
医療専門職教育研修センター	奈良市七条西町2丁目地内 (奈良県総合医療センター敷地内)

(4) 委託期間

契約締結日～平成31年3月31日

※業務開始は契約締結日とし、竣工日までは準備業務期間とします。

※準備期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

※開院時期や竣工日の変更により、期間を変更することがあります。

※委託期間満了の3か月前までに履行上問題がなく、また、双方いずれかから文書をもって本業務を終了する旨の通知がないときは、1年間、契約を更新するものとし、最長平成33年3月31日までとします。

(5) 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条による。

2 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程

(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q1建物管理」で登録している者であること。

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 国内の300床以上を有する医療機関において、「1 業務の概要(2)業務の内容」のうち、2業務以上、同時に直接受注し、実施した実績を有する者であること。
- (6) 清掃業務については、一般財団法人医療関連サービス振興会で清掃業務の認定を受けていること。(申請中でも可)
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (8) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (9) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (10) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (11) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (15) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 応募体制

- (1) 応募者は、代表企業(単独企業に限る)として参加するものとする。
- (2) 本事業においては、業務が多岐にわたるため、応募者が担当しない業務について、当該業務を実施させる事業者を「協力企業」として参画させることも可能とする。ただし、応募書類提出時に担当業務を含めて明記するとともに、募集への応募後、協力企業を変更することは原則としてできない。ただし、当センターが認める場合、この限りではない。
- (3) 協力企業は、実施する業務において、国内の300床以上を有する医療機関において、直接受注し、実施した実績を有する者であること。
- (4) 代表企業として提案を行う事業者は、業務の一部を必ず担うこと。
- (5) 代表企業として提案を行う事業者は、他のグループ応募に重複して参画することはできない。ただし、「協力企業」となる事業者は、他のグループの「協力企業」として重複応募することを認める。

4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記2 応募資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書類を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 受付期限までに企画提案書等、所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、当センターが不正な行為があったと判断したとき。

5 手続等

(1) 問い合わせ先

〒631-0846

奈良市平松一丁目30番1号

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部 新センター開設推進課

電話番号 0742-46-6001 (内線2701)

メールアドレス sogo-junbi@nara-pho.jp

(2) 奈良県総合医療センター施設保守関連業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）及び奈良県総合医療センター施設・設備維持管理業務委託仕様書、奈良県総合医療センター警備及び電話交換業務委託仕様書及び奈良県総合医療センター清掃及び防虫防鼠等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）の交付

ア 交付期間 公告日から平成29年8月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）。ただし、23日（水）は正午までとする。なお、配付を希望する者は、希望日時を上記5（1）問い合わせ先に事前に電話にて連絡すること。

イ 交付場所 上記5（1）問い合わせ先に同じ。

ウ 交付資料

- ・実施要領
- ・仕様書
- ・参加申請書（第1号様式）
- ・実績一覧表（第2-1号様式、第2-2号様式）
- ・会社概要（第3-1号様式、第3-2号様式）
- ・守秘義務の遵守に関する誓約書（第4号様式）
- ・貸与資料受領証（第5号様式）
- ・質問書（第6号様式）
- ・企画提案書（第7号様式）
- ・見積書（第8号様式）
- ・辞退届（第9号様式）

(3) その他

参加申請書の提出、質問の受付、企画提案書類の提出、プレゼンテーション、留意事項については、実施要領に示すところによる。

6 受託者の選定

実施要領に示すところによる。

7 契約の不締結

実施要領に示す最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記7中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

9 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類は返却しない。